



三重労働局発表  
令和3年11月30日(火)

担  
当

三重労働局雇用環境・均等室  
監理官 田村 英紀  
指導係 杉山 紀子  
電話 059-261-2978  
059-226-2318

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間です」！ 「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します！

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。

令和2年6月1日から施行された改正労働施策総合推進法では、大企業にパワーハラスメント防止対策を講じることを義務化し、令和4年4月1日からは中小企業事業主にも適用拡大されます。

三重労働局（局長西田 和史）では、主に中小企業事業主が、職場でのハラスメント防止に向けて法に則った措置を講じることができるよう、下記のとおり、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。

また、オンラインにて説明会を開催いたします。

### 1. ハラスメント対応特別相談窓口

（期間）令和3年12月1日（水）から令和4年3月31日（木）

（窓口）三重労働局雇用環境・均等室

（TEL）059-226-2110 / 2318

（所在地）津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階

（受付時間）9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

※事業主からの職場のハラスメント防止対策に関する個別相談や、労働者からのハラスメントに係る相談も受け付けております。

### 2. ハラスメント防止に関する説明会について

三重労働局では「労働関係法令等オンライン説明会」を開催しています。

ハラスメント防止対策に関しては、下記の日程で行います（Zoomによるオンライン説明会）。

テーマ：「ハラスメントの傾向と必要な防止措置について」（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）

①令和3年12月9日（木）13:30～15:30

②令和4年2月10日（木）13:30～15:30

「三重働き方改革推進支援センター」のホームページから申込できます。